

## 6. 手当・給付金

### 特別障害者手当

- 【 内 容 】 日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の重度重複障害者等に対して支給されます。手当の基準による心身の状態により給付の可否が決定されますので、身体障害者手帳や療育手帳をお持ちでない方でも申請することができます。
- ただし、本人が施設に入所している場合、3 か月以上入院している場合、本人、扶養義務者などの所得が限度額以上の場合などは支給されません。
- なお、申請には医師の診断書等が必要です。
- ※通知カードまたは個人番号カードが必要な場合があります。

- 【 支 給 額 】 平成31年4月現在 月額 27,200円  
支給月は、2月・5月・8月・11月です。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潁総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潁町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町檜津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

### 障害児福祉手当

- 【 内 容 】 20 才未満の児童で、精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅障害児に対して支給されます。手当の基準による心身の状態により給付の可否が決定されますので、身体障害者手帳や療育手帳をお持ちでない方でも申請することができます。
- ただし、施設に入所している方および障害を事由とする公的年金を受給している方、本人・扶養義務者などの所得が限度額以上の方は支給されません。
- なお、申請には医師の診断書等が必要です。
- ※通知カードまたは個人番号カードが必要な場合があります。

- 【 支 給 額 】 平成31年4月現在 月額 14,790円  
支給月は、2月・5月・8月・11月です。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潁総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潁町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町檜津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

## 心身障害者扶養共済制度と掛金補助

【 内 容 】 心身障害者を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡または重度障害）があったときに、残された心身障害者に年金を支給する制度です。また、所得に応じて掛金補助を受けることができる場合があります。

【加入対象者】 (1) 心身障害者を扶養している保護者…父母・配偶者・兄弟姉妹・祖父母・その他の親族など  
(2) 65歳未満の生命保険に加入できる健康な方

【心身障害者の範囲】 ① 身体障害者手帳の1、2、3級を持つ方  
② 知的障害のある方  
③ 精神障害のある方

【年金の支給額】 加入者が死亡し又は重度の障害となったときは、その月から心身障害者に年金が支給されます。  
① 一口加入者 … 月額 20,000円  
② 二口加入者 … 月額 40,000円

【掛金補助の所得基準】 ① 被保護世帯等……………10分の10補助  
② 市民税非課税世帯……………10分の5補助  
③ 市民税均等割のみ課税世帯……10分の3補助

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三瀨総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三瀨町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町榑津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

## 在日外国人障害者・高齢者給付金

【 内 容 】 制度上の理由で、現在障害基礎年金や老齢基礎年金などを受けられない在日外国人を対象に、在日外国人障害者・高齢者給付金を支給します。ただし、生年月日や年金の受給資格が無いことなど、いくつかの要件があります。

在日外国人障害者給付金についての詳しい内容は、次の窓口におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三瀨総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三瀨町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町榑津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

同高齢者給付金の詳しい内容は、長寿支援課、又は、各総合支所市民福祉課へおたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 長寿支援課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9038	FAX0942-36-6845

## 児童扶養手当

【 内 容 】 父母の離婚・父（母）の死亡などによって、父（母）と生計を同じくしていない児童について、手当を支給する制度です。

【 対 象 者 】 次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。障害児については20歳未満。）を監護している母（父）、又は母（父）に代わってその児童を養育している人。

- (1) 父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
- (2) 父（母）が死亡した児童
- (3) 父（母）が施行令に定める程度の障害の状態（年金の障害等級1級程度）にあり、公的年金の加算対象となっていない児童
- (4) 父（母）の生死が明らかでない児童
- (5) 父（母）から1年以上遺棄されている児童
- (6) 父（母）が裁判所からの配偶者暴力に関する保護命令を受けた児童
- (7) 父（母）が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童

【注意】

(1) 次の①から⑤までのいずれかに該当するときは、手当を受給できません。

- ① 母（父）が婚姻の届出はしていなくても事実上の婚姻関係（内縁関係など）があるとき
- ② 手当を受けようとする父（母）、又は養育者が、日本国内に住所を有しないとき
- ③ 対象児童が日本国内に住所を有しないとき
- ④ 対象児童が里親に委託されているとき、又は児童福祉施設（母子生活支援施設・保育所・通所施設を除く）や少年院等に入所しているとき
- ⑤ 平成15年4月1日時点において、手当の支給要件に該当してから5年を経過しているとき（母子に限る）

(2) 本人、扶養義務者などの所得が限度額以上の場合には手当が支給されません。

【 支 給 額 】 （平成31年4月時点）

支給対象児童数	支 給 月 額
1 人 目	全部支給の場合 42,910 円
2 人目の場合	全部支給の場合、10,140 円加算
3 人目から	全部支給の場合、6,080 円加算

所得に応じて、全部支給と一部支給があります。

支払月は、2019年は4月・8月・12月です。2020年以降は、1月・3月・5月・7月・9月・11月です。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 家庭子ども相談課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9066	FAX0942-30-9718
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三瀬総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三瀬町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町榑津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

## 特別児童扶養手当

【 内 容 】 精神または身体に障害がある状態（法令で定める程度以上）の 20 歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。

【 対 象 者 】 日本国内に住所があり、精神又は身体に法令に定める程度以上の障害を有する児童を監護している父か母、又は、父母に代わってその児童を養育している人。

【注意】

(1) 次のいずれかに該当するときは、手当は支給されません。

- ① 対象児童が、日本国内に住所を有しないとき
- ② 対象児童が、障害を支給事由とする公的年金（障害児福祉手当は年金ではありません。）を受けられることができるとき
- ③ 対象児童が、児童福祉施設等（母子生活支援施設、保育所、通所施設を除く）に入所しているとき

(2) 受給者・扶養義務者などの所得が限度額以上の場合は、手当が支給されません。

【 支 給 額 】 （平成31年4月時点）

特別児童扶養手当の等級	月 額
1 級 (重度障害児)	52,200 円
2 級 (中度障害児)	34,770 円

支払月は、4 月・8 月・11 月です。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 家庭子ども相談課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9066	FAX0942-30-9718
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町樺津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

## 生活保護受給者の方の障害加算

【 内 容 】 生活保護を受給している方で、下記のいずれかの要件に該当する障害のある方は、保護費の障害者加算があります。

- 【 対 象 者 】 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する方
- (1) 身体障害者手帳（1 級、2 級、3 級）所持者
  - (2) 精神障害者保健福祉手帳（1 級、2 級）所持者
  - (3) 障害年金（1 級・2 級）受給者

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 生活支援第 1 課・第 2 課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9023	FAX0942-30-9710

## 福岡県腎臓疾患患者福祉給付金

【内容】 腎臓疾患患者で、就労等により昼間に人工透析を受けられないため、夜間に人工透析を必要とする方の、通院に伴う交通費の一部が県より助成されます。ただし、負担した通院費と所得について制限があります。

【対象者】 ①身体障害者手帳の交付を受けている方  
②夜間（午後5時以降）に人工透析を1か月に5回以上受けている方  
③通院の交通費用が月額2,000円以上かかっている方、又は片道10km以上の通院を自家用車でやっている方

【助成額】 月額 2,000円

【手続に必要なもの】 ①申請書  
②印かん  
③通院証明書（県指定の用紙）  
④住民票謄本（続柄の記載のあるもの）  
⑤本人及び扶養義務者の「前年中の所得証明書又は収入等の確認できるもの」  
⑥債権者登録申出書  
⑦本人名義の通帳の写し  
⑧タクシー利用の場合、交通費の領収書

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潁総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潁町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町檜津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

